

明らかにになった実態

警察まかせの盗聴法運用方法

組織的犯罪を繰り返す警察を

「信用するしかない」?

昨年夏の盗聴法の強行成立について、警察庁の林則漬刑事局長は、新春の警察雑誌で「組織的犯罪対策法の成立は難産だった」と指摘し、その大きな理由に「国民のプライバシーの権利の高揚と警察への不信」をあげています。同氏は、「プライバシーの権利というもの国民に深く根づいていることを深く認識させられた」と述べ、予想以上に盛り上がった反対運動の高揚と反対世論の広がりが大きな脅威となったことを認めています。

また、警察犯罪が次々と起きている事態について、マスコミからも強い批判を受けていることに、「このような不安を生じさせる事案が頻出するようでは、国民の警察捜査への不信はぬぐい切れず、いやむしろ増大させるばかり」と、その重大性を深刻に受け止めています。

マスコミでは「不祥事」と報道されていますが、本来なら取り締まる側として「何が犯罪なのか」十分わかっているはずの警察が起こした事件、しかも、警察だけに与えられた強制力をもつ捜査権を悪用した「証拠物を勝手に持ち出して脅迫事件をおこす」「賄賂と引き換えに犯歴データを流す」などの事件は、まさに「確信犯」で、不祥事などといえるものではありません。そのうえ、それを組織的に隠蔽する違法行為を重ねるなど、「警察官犯罪」「警察の組織的犯罪」というべきです。

法令、政令での
乱用歯止めはない

日本国民救援会が参加する「盗聴法反対実行委員会」では、盗聴

法の廃止をめざし、乱用を許さない運動に取り組んでいます。施行にあたって「乱用を許さない要請」を、法務省、郵政省、警察庁（2回）と重ねてきました。

そこで明らかになったことは、盗聴法の施行にあたって、捜査機関全体を包括する法令・政令はつくられないことです。

盗聴法についての法令は、令状を発付する裁判所のために最高裁規則がつけられますが、これ以外の捜査機関の運用については、各捜査機関がそれぞれ規定をつくるということです。法務省によれば、「検察庁の取り扱いが中心で、大臣訓令とか通達になる可能性もある。規定などは公表するかどうかは未定」とのこと。これでは、結局すべて警察まかせなのだといわざるを得ません。

郵政省は「警察と通信業者で、いまの技術を前提にどこまで傍受できるかを確認するヒアリングを実施中。郵政省としては通信の秘密を守ることを前提に、どこまでやれるか協議する予定」と述べ、「令状で電話番号などが特定されれば要件にあたるを考え、警察を信用する以外にない」と無責任な返事に終始しました。

警察庁では、「国家公安委員会規則をつくり、都道府県警察本部を指導。通達などで細則も規定。国家公安委員会規則は公示されるが、通達については公表できるものできないものがある。スポットモニタリングはアメリカを参考にし、方法を規定することを考慮中」とのことでした。

組織的犯罪を起こす警察に対し、フリーハンドを与えるやり方は、とうてい認められません。今後も、あくまで廃止を求める立場から監視を強めていく必要があります。

警察犯罪に対し、
一層の責任追及を

あわせて、神奈川県警はじめ全国で警察犯罪が起きているなかで、「こんな信用出来ない警察、盗聴法の施行は認められない」と、責任追及の運動を広げ、盗聴法の廃止をめざす世論をおこそうと、昨年末には、一連の警察犯罪の徹底究明と再発防止を求めて、警察庁と国家公安委員会および衆参両院の地方行政委員にたいして、要請行動を行いました。

盗聴法反対実行委員会は、警察の組織犯罪追及のこうした運動をふまえて、「警察による組織犯罪の徹底究明を要求し盗聴用記録装置の予算化に反対する要請」の団体署名にも取り組んでいます。2月10日現在、350団体分が集まっています。廃止署名実行委員会が呼びかけている2月23日の署名提出に合わせて、この団体署名を集約・提出する予定です。

(日本国民救援会・望月)

TOPICS

- 新聞報道から -

海上保安庁も「盗聴」捜査
通信傍受（盗聴）法にもとづいて、警察、検察と同様に海上保安庁も捜査目的の通信傍受を実施することになった。新年度予算案にDVD-RAMなどを想定した傍受装置1台分、約700万円が盛り込まれた。携帯電話や船舶電話を使って巧妙化する薬物密輸、集団密航事件の摘発のためで、各管区海上保安本部に配備を広げていくという（中略）
一方、麻薬取締官を統括する厚生省は施行後の状況を当面見守るとして、新機材の導入はしないという。
<1月25日付毎日新聞>

米「盗聴網」公文書に
世界の企業や個人の情報通信を盗聴している疑いが強い米国主導の電子盗聴網システム（暗号名ECHELON＝米、英、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで編成）の存在を記録した米国防総省機密文書が16日までに初公開された。米政府は盗聴網に関する一切の言及を拒否してきた。

これを受けて、欧州連合（EU）が22日から電子盗聴被害に関する最新調査報告書をもとに対抗手段の検討に入るほか、ドイツやイタリア政府が盗聴被害の実態調査に本格的に乗り出す。また、盗聴被害を訴えるフランスなどの欧州企業や実業家などが近く損害賠償請求の集団訴訟を起こすことを決めた
<2月17日付毎日新聞>